

国府台女子学院 小学部

コロナウイルス・インフルエンザ出欠ガイドライン

- ◇各自が登校前に健康観察を行い、万が一発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状があった場合は登校するかどうか慎重に検討してください。欠席や遅刻した場合は通常の体調不良と同様、欠席・遅刻扱いとします。
- ◇明らかにコロナ・インフルを疑う症状があり、医療機関にて診断を受けた日については、出席停止等の扱いとします。陰性であった場合、医療機関の診断を受けた証明（領収書・レシート・診療証明書等）を持参してください。確認後、証明書等の原本は返却します。
- ◇児童本人のコロナウイルス・インフルエンザの陽性が判明した場合、学校に連絡の上、登校を控えてください。出席停止扱いとします。
- ◇児童本人がコロナウイルス陽性となった場合は、発症日を0日として数え、原則5日間は出席停止扱いとします。（例：9/1に発症(0日)→9/2(1日)→9/3(2日)→9/4(3日)→9/5(4日)→9/6(5日)→9/7(登校可)）5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間経過するまでは登校できません。この場合も出席停止扱いとします。
- ◇児童本人がインフルエンザ陽性となった場合は、発症日を0日として数え、原則5日間かつ、解熱後2日以上経過するまでは出席停止扱いとします。
- ◇陽性となり、出席停止になった場合は、次回登校する際に、「新型コロナウイルスに関わる出席停止願い」「インフルエンザ療養報告書」を必ず提出してください。
- ◇児童本人が学校にて明らかにコロナ・インフルを疑う症状が出た場合は、早退をお願いすることがあります。当日、医療機関にて診断を受けた場合、出席停止等の扱いにします（陰性であった場合は、証明書等の提出をお願いします）。医療機関に行かず、自宅で療養した場合は、通常の体調不良同様、早退扱いとなります。
- ◇同居家族の陽性や体調不良で学校を欠席する必要はありません。
- ◇ワクチンを接種するために学校を欠席する場合や、副反応による欠席は、欠席扱いとなりません。

◇参考

